

成田市子育て世代包括支援センター事業について

目的 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関して不安や負担を抱えている妊産婦などへの支援が課題となっていることから、新たに妊娠期から母親が不安や悩みを気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、包括的な支援を行うことで子育てしやすい環境づくりを推進する。

根拠法令 母子保健法第 22 条

対象者 妊産婦、並びに乳幼児及びその保護者

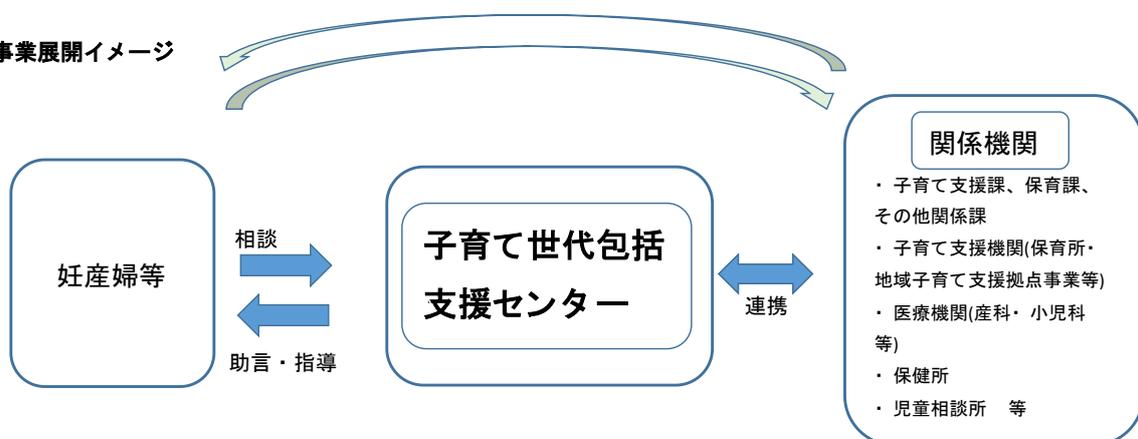
開始時期 平成 30 年 4 月

担当課 健康増進課

業務内容

- ① 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 妊娠期から必要に応じて支援プランを策定すること
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ その他、事業の目的を達成するために必要と思われること

図 1 事業展開イメージ



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の実施】

図2 子育て世代包括支援センター事業開始後の母子保健事業のイメージ図

